

補足スライド

『5. 株式会社』の
「株式会社の本質」への補足

経営者と資本家との違い

前提

- 以下では、経営者と言う場合に、代表取締役以下の取締役を想定する。
 - ・ しかし、実際には、法的責任・権原ではなく、経済的な資本機能に即して考える限り、取締役とその他の管理職との区別は相対的なものでしかない。
- 専門的経営者と言う場合に、株主ではないような、従って経済的には専らその能力を買われて選任されたような、雇われ者の経営者を想定する。

経営者と資本家 [結論]

Q 実質的には経営者が資本家なのでは？

A 資本家かどうかは形式を要件とする。
そして、
形式的には、**経営者は資本家ではない。**

以下この順序で説明 [目次]

1. 所有にそくして
 - 株主だから資本家なのでは？
2. 機能にそくして
 - 資本機能を果たしているから資本家なのでは？
3. 収入にそくして
 - 利潤を手に入れているから資本家なのでは？

1. 所有にそくして

株主だから資本家なのでは？

偶然性としての大株主経営者

- 確かに、筆頭株主が経営者になっているような株式会社も現実的・偶然的には存在する。
- しかし理論的・必然的には例外でしかない。
 - ・ 創業して間もない会社の場合は？
 - やがて代を重ねると、資本が希釈せざるを得ない。
 - ・ 非公開会社の場合は？
 - そもそも株式会社が社会的に必要なのは巨額の貨幣を社会から集めるためである。

必然性としての専門的経営者

- そもそも**株式会社**が成立したのは、
 - ・ 個別的資本を社会から集中するため
 - ・ 資本 (=物件) を資本家 (=人格) から独立させるため
- どちらで見ても、経営者が株主である必然性はない。
- むしろ、システム内の株式会社の意義に即しては、専門的経営者こそが必然的である。

2. 機能にそくして

資本機能を果たしているから資本家なのでは？

資本機能を果たしているから資本家なのでは？ [総論] (1)

- 確かに、専門的経営者は資本機能を果たしている。
- しかし、すべての労働者がその役割に応じて資本機能を果たしているのであって、その点では誰でも同じである。
- 問題は、どういう資格で資本機能を果たしているか。すなわち、所有者として果たしているのか、そうではないのか。

資本機能を果たしているから資本家なのでは？ [総論] (1)

- **機能資本家**の場合には、たとえ全額借入資本であっても、現実資本は**自分の**私的所有物。
 - ・ 現実資本に対して、自分のものに対する仕方に関係する。
 - ・ この物件に対する関連では、人格的に振る舞う。
- ⇕ これに対して
- **専門的経営者**の場合には、現実資本は**他人の**(=会社の)私的所有物。
 - ・ 現実資本に対して、他人のものに対する仕方に関係する。
 - ・ 他人の物件の単なる管理者であり、この物件に対する関連では、この物件に雇われ使われる者として非人格的に——その意味では物件的に——振る舞う。

1. 会社を支配しているから資本家なのでは？

- 専門的経営者が支配しているのは**会社**そのもの=法人ではなく、**企業**=労働組織。
- しかも専門的経営者は会社に雇われている雇われ者であって、会社の名前・権原で、会社の代理人・管理人として企業を支配しているだけ。

2. 労働組織を管理しているから資本家なのでは？

- 確かに、専門的経営者は、直接労働とは異なる管理労働を行っている。
- しかし、管理労働を行っているという点では、取締役も、取締役ではないような管理職も全く同じである。

3. ヒラ社員と利害対立しているから 資本家なのでは？

- 確かに専門的経営者は単にヒラ社員の支配によって、また場合に応じては減給・解雇によって経済的な利益を獲得する。
- ⇄ しかし、
- ヒラ従業員と非正規従業員とも対立している。
- 従業員同士も対立している。
- ↓ 要するに
- 利害対立を前提した社会システム

3. 収入にそくして

利潤を手に入れているから資本家なのでは？

1. 利潤を手に入れているから 資本家なのでは？(1)

- 確かに一部の取締役が得ている報酬は明らかに賃金を超えており、利潤からの控除と言える。
- しかし、それは資本量に比例するという利潤の原理に基づくのではない。
- ⇄ これに対して
 - ・ 配当は資本 (=株式) に比例する。

1. 利潤を手に入れているから 資本家なのでは？(2)

- しかも、ヒラ社員・管理職の場合にも賞与などの一部は、もはや賃金というよりは、利潤からの控除という性格を強く持つ。
 - ・ ただし日本企業の“ボーナス”はやや異質
- 問題は、どういう源泉に基づく収入なのか、何故に利潤のおこぼれを獲得できるのか、ということ。
 - ・ 一般の賃金労働者の場合と同様に、専門的経営者の場合にも、労働力の販売から生じる収入。

1. 利潤を手に入れているから 資本家なのでは？(3)

- そもそも利潤が生じているのは、現実資本そのもの
- 株式会社の場合には、利潤を獲得するのは、法的人格としての株式会社
 - ・ 配当も賃金を超える賞与も、どちらも利潤のおこぼれにすぎない。
 - ・ ただし、配当は資本所有から生じるのに対して、役員報酬は労働力の販売から生じる。

2. 法律的形式と経済的形式

- 確かに、法的には、委任契約に基づく役員報酬は、雇用契約に基づく賃金とは区別されている。
- しかし、経済的には、“会社の雇われ者”という意味では、専門的経営者も他の従業員も全く同じ。
 - ・ この点は、内部昇進による取締役の選任と、株主総会形骸化における取締役による取締役の選任とが妥当する場合には、いっそう明瞭になる。